

平成30年6月25日

一橋大学アウトティング裁判（平成28年（ワ）第18926号）を支援して下さる皆さま

ご報告

原告訴訟代理人 弁護士 吉田昌史
同 弁護士 南 和行

一橋大学アウトティング事件裁判について、証人尋問の日程が7月25日（水）に決まりましたので報告します。また、この間、被告個人との間で和解が成立しましたので併せてご報告します。

昨年5月5日の報告集会の後、裁判は非公開の弁論準備手続における争点整理と、裁判所による和解に向けた調整がされていました。この間、皆さまへの経過進捗の報告が全くできず申し訳ありませんでした。

裁判の原告である亡くなったAくんのご両親、そして原告であるご両親を支えるAくんの妹さんは、被告個人との間では和解により解決することを決断しました。ご家族の悲しみや苦しみが尽きることはありませんが、裁判として一定の納得をし和解しました。具体的な和解内容については、和解条項に口外禁止があるため言及は差し控えます。

しかし、もう一方の被告である一橋大学との間では、和解協議の前提となる信頼関係を築くことすらできず、和解は打ち切りとなり証人尋問へ進むことになりました。証人尋問は7月25日（水）午前10時から午後5時まで、東京地方裁判所709号法廷で行われます。

証人尋問当日は、まず一橋大学側の証人として法科大学院の教授、ハラスメント相談室長、保健センター所属医師の尋問があり、そのあと原告側の証人としてAくんの妹さん、原告であるご両親それぞれの尋問となります。この事件を一橋大学がどのような認識をしているのか、多くの人に知ってもらう機会であると考えます。

証人尋問に先立つ7月16日（月・祝）午後1時30分から、明治大学駿河台キャンパスのグローバルフロント1階多目的ホールで、この間の裁判経過について、また証人尋問で明らかにすべき争点について、報告集会を開催させていただきます。多くの方のご参加をお待ちしております。会場の定員（180名）があるため、参加多数の場合は先着でのご着席となりますことをあらかじめご了承ください。

引き続き本件裁判への支援とご協力をよろしく申し上げます。

（原告ら訴訟代理人 連絡先）

〒530-0041 大阪市北区天神橋二丁目5-28 千代田第二ビル2階
なんもり法律事務所 tel.06-6882-2501 / fax.06-6882-2511